

船橋市立学校の通学指定校変更の取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定による通学指定校の変更（以下「指定変更」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 指定変更の許可基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 児童生徒の保護者は、指定変更の申立てをしようとするときは、通学指定校変更申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

(決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第2条の許可基準に照らして審査し、必要に応じ関係教育機関又は関係校長の意見を聴いた上で指定変更の可否を決定し、速やかにその旨を通学指定校変更決定通知書（第2号様式）により保護者に通知するものとする。

(校長への通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により指定変更を可とする決定をしたときは、その旨を通学指定校変更通知書（第3号様式）により、新たに指定された学校の校長に通知するものとする。

(許可の取消)

第6条 教育委員会は、指定変更の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取消することができる。

- (1) 申請内容が事実と相違しているとき。
- (2) 申請理由が変更又は消滅したと認められるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前になされた指定変更の許可は、この基準の相当規定によりなされた指定変更の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成11年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前になされた指定変更の許可は、この基準の従前規定によりなされた指定変更の許可とみなす。
- 3 この基準施行の際現に調製されている用紙は、当分の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた指定校変更の許可は、この基準の従前規定によりなされた指定変更の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成15年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた指定校変更の許可は、この基準の従前規定によりなされた指定変更の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた指定校変更の許可は、この基準の従前規定によりなされた指定変更の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた指定校変更の許可は、この基準の従前規定によりなされた指定変更の許可とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前になされた指定校変更の許可は、この基準の従前規定によりなされた指定変更の許可とみなす。

別表

通学指定校変更の取扱いに関する基準

1. 入学・転入学時

申請理由	対象学年	許可期間	添付書類など
(1) 転居予定（転居予定先の学校を希望するとき）	小・中 全学年	転居予定日まで （学期末まで）	請負契約書の写し又は売買契約書の写し
(2) 留守世帯 ・共働き ・その他留守世帯の状況にあるとき	小学校 全学年	1年更新（学年末まで）	就労証明書 児童預り承諾書 確定申告書の写し又は源泉徴収票の写し（保護者が自営業者の場合）
(3) 教育的配慮 ・兄弟姉妹関係 ・身体的な理由 ・その他教育的配慮を要するとき	小・中 全学年	必要と認められる期間	診断書、校長の具申書など
(4) その他教育委員会が相当の理由があると認めるとき	小・中 全学年	必要と認められる期間	必要となる書類

備考 小学校における指定変更の許可は、中学校に継続しない。

※ 指定変更を希望する学校に保有普通教室数の余裕がある場合に限り認めるもの

申請理由	対象学年	許可期間	条件
(1) 通学指定校に比べて明らかに近い学校を希望するとき	小・中 全学年	卒業まで	・安全に通学できること。 ・通学経路が確保されていること。
(2) 通学指定校に希望する部活動がないとき	中学校 全学年	卒業まで	・希望校の部活動が受け入れ可能であること。 ・徒歩通学可能で安全に通学できること。 ・通学経路が確保されていること。 ・希望する部活動を行う強い意志を持っていること。 ・部活動入部願を提出すること。
(3) 過大規模校から隣接する保有普通教室数の余裕がある学校への就学を希望するとき	小・中 全学年	卒業まで	・安全に通学できること。 ・通学経路が確保されていること。

備考 1 小学校における指定変更の許可は、中学校に継続しない。

但し、(3)の申請理由においてはこの限りでない。

2 指定変更が認められる学校は、原則として通学指定校に隣接する学校とする。

3 保有普通教室数の余裕がある学校は、教育委員会が別に定める。

4 過大規模校は、教育委員会が別に定める。

2. 転学時

申請理由			対象学年	許可期間	添付書類など
(1) 市内転居	小	隣接学区	1～5	卒業まで	
		隣接学区以外	1～5	学期末まで	
	中	市内全域	1・2	卒業まで	
(2) 卒業学年			小6 中3	卒業まで	ただし、小5・中2の後期以降を卒業学年とみなす
(3) 一時転居（住居の新築・改築等）			小・中 全学年	一時転居終了日まで （1年以内）	請負契約書の写し又は売買契約書の写し 仮住まいを証明するもの（賃貸借契約書の写し又は居住証明書）
(4) 留守世帯 ・共働き ・その他留守世帯の状況にあるとき			小学校 全学年	1年更新（学年末まで）	就労証明書 児童預り承諾書 確定申告書の写し又は源泉徴収票の写し（保護者が自営業者の場合）
(5) 教育的配慮 ・兄弟姉妹関係 ・身体的な理由 ・その他教育的配慮を要するとき			小・中 全学年	必要と認められる期間	診断書、校長の具申書など
(6) 公共事業等により立退きするとき			小・中 全学年	卒業まで	公共事業等により立退きを受けた証明書
(7) 過大規模校から隣接する保有普通教室数の余裕がある学校への就学を希望するとき			小・中 全学年	卒業まで	・安全に通学できること。 ・通学経路が確保されていること。
(8) その他教育委員会が相当の理由があると認めるとき			小・中 全学年	必要と認められる期間	必要となる書類

備考

- 1 保護者は、通学の安全面等について、事前に校長と協議しなければならない。
- 2 小学校における指定変更の許可は、中学校に継続しない。
但し、(7)の申請理由においてはこの限りでない。
- 3 保有普通教室数の余裕がある学校は、教育委員会が別に定める。
- 4 過大規模校は、教育委員会が別に定める。